

【重要】

新型コロナウイルス感染症への対応のため、専修学校等における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等について更新しました。各専修学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向も踏まえながら、遠隔授業の活用について適切に御対応いただくようきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月21日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る
Q & A等の送付について（4月21日時点）

令和2年3月24日付け元文科教第1014号「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」において、新型コロナウイルス感染症対策に係る、学事日程等の取扱いや遠隔授業の活用について通知し、4月6日付けで学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & Aを示したところです。

このQ & Aについて、各専修学校及び各種学校（以下、「専修学校等」という。）の検討に資するよう、別紙のとおり更新しました。

なお、これらの情報は、各専修学校等における検討の際の参考にしていただくために示すものであり、各専修学校等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

各都道府県におかれては所轄の専修学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校等に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校等に対して、周知されるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・別紙「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A（令和2年4月21日時点）」

<本件担当>
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2915

専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A
(令和2年4月21日時点のものであり、今後の状況も鑑み更新の可能性もあります。)

【学事日程等の取扱いに関すること】

問1 3月24日付け通知における「授業期間については、(略) 授業時数を確保するための方策を専門学校等が講じていることを前提に、弾力的に取り扱って差し支えない」との解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る学事日程の取扱いに係るものに限定されるものか。

- 専修学校設置基準第16条において、昼間学科の場合、授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とされております。
- 今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響により、年度当初から授業を開始できない場合等、授業期間を上記のとおり確保することが困難である場合が想定されるため、令和2年3月24日付け元文科教第1014号「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」(以下「3月24日付け通知」という。)により、上記の例外として、授業時数を確保するための方策を専門学校等が講じていることを前提に、柔軟に取り扱って差し支えないことを示しました。
- ただし、国家資格等の養成施設としての課程に係るものについては、あらかじめ都道府県の関係部局、省庁等に相談した上で対応をお願いします。なお、医療関係職種等の養成施設としての課程に係るものについては、令和2年2月28日付け事務連絡「新型コロナウイルスの発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」を参照ください。
https://www.mext.go.jp/content/202000302-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

※専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)(抄)

第十六条 昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 (略)

問2 「授業期間について、(略) 弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来15コマの授業としている場合、13コマにし2コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨か。

- 専修学校基準第16条の規定は、一年間の授業時数を規定したものです。
- 今回の授業期間の弾力化は、卒業の要件として履修すべき授業時数を変更するものではないことから、質問のケースについては、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた対面授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題等に代替すること等により、専修学校設置基準第17条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

問3 3学期制を採る場合に、1学期終了後の夏季休業期間中に遠隔授業により補講を行い、2学期が始まる直前に期末試験等を行うなど、夏季休業期間を、前学期の学修時間として柔軟に活用することが可能か。【新規】

- 3月24日付けの総合教育政策局長通知2.(1)により、授業期間については、「補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題等を活用し、専修学校設置基準に定める授業時数を確保するための方策を専門学校等が講じていることを前提」に、「弾力的に取り扱って差し支えないこと」としており、質問のような運用も可能です。ただし、実習等のある養成施設の課程に係るものについては、学事日程の変更等について当該課程の指針等を所管・担当する部局等に相談した上で対応ください。

問4 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」を実施する場合、学事歴も変更する必要があるか。【新規】

- 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」(以下単に「臨時休業」という。)を実施する場合においても、学期の始期・終期や授業を行わない日の変更が生じる場合は、学則上の定めと齟齬をきたさないように留意いただく必要があります、必要に応じた変更手続等を行ってください。ただし、全ての業務を休業とするのではなく、各専修学校の判断として、遠隔授業の活用など、生徒が通学しない形で行われる授業を実施する場合(問8参照)など、上記の変更が生じない場合は、必ずしも変更する必要はありません。

※ 学校保健安全法 (昭和三十三年法律第五十六号) (抄)
(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【遠隔授業の活用に関すること】

問5 3月24日付け通知において示された遠隔授業に係る解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る遠隔授業に限定されるものか。

- 3月24日付け通知によりお示しした遠隔授業に係る解釈は、遠隔授業に係る取扱いを明確化したものであり、新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限ったものではありません。
- 平成18年文部科学省告示第24号で担保しようとしていることは、対面授業に相当する教育効果であるところ、こうした教育効果を有すると認められる遠隔授業に必要な要素として、同告示の2号においては、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と②生徒の意見の交換の機会を掲げているものです。

- オンデマンド型の遠隔授業の場合には、授業配信中に上記①及び②を実施することが困難であることから、対面授業に相当する教育効果を担保するため、授業の終了後すみやかに①及び②の実施を求めることが必要であるのに対し、同時双方向型の遠隔授業の場合には、当該授業の実施中に上記①及び②を行うことにより、実質的に対面授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、授業の終了後すみやかに上記①及び②の実施を求めることは必ずしも必要ではありません。

※ 平成十八年文部科学省告示第二十四号（専修学校設置基準第12条第1項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所（専修学校設置基準第十四条の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの

問6 遠隔授業を行う教員は、自宅において当該授業を行うことは可能か。

- 法令上、遠隔授業に係る送信側の場所について限定はないため、対面授業に相当する教育効果が認められる場合には、教員が自宅において遠隔授業を実施することは可能です。

問7 「対面授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」について、例えば、15回の授業中、14回分を遠隔授業により実施し、対面授業は1回しか行っていない場合についても、各専門学校等の判断において、主として対面授業により実施したものと扱ってよいか。【更新】

- 3月24日付け通知においては、対面授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であっても、「授業全体の実施方法として、主として対面授業を実施するものであり、対面授業により得られる教育効果を有することを各専修学校の判断において認められるもの」としております。
- このため、質問のケースが、「主として対面授業を実施するものであり、対面授業により得られる教育効果を有する」といえるかについては、各専修学校において判断し、各生徒等に対して説明することが求められますが、質問のように15回の授業中1回しか対面授業を実施していないという外形的な条件だけを捉えれば、ただちに「主として対面授業を実施したものと説明することは困難であると考えております。

- ただし、問13の回答においてお示しする特例的な措置の下、対面授業以外の授業として行う場合には、当該授業の時数又は単位を授業時数等の上限に算入する必要はありません。ただし、その際には問13の回答を踏まえ、対面授業の実施によって得られる教育効果が認められる必要があることに留意してください。

問8 遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいうえで、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。

- 法令上、遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、対面授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。
- また、専修学校設置基準第29条の方法による対面授業、専修学校設置基準第30条第1項による印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）、及び同条第2項の方法による多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）が、別の方法として区別されていることを踏まえると、単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。

※ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 （略）

問9 3月24日付け通知においては、外部機関等のMOOC等を自宅で履修したことをもって授業時数に加算するような運用を許容しているのか。

- 3月24日付け通知では、「聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる」としておりますが、これはあくまで、専修学校が開設した授業の一部で外部機関等が開設したMOOC等を「教材」として使用、あるいは、MOOC等を提供する外部機関等と連携協力して授業を実施することを想定したものです。

問10 生徒の通信環境への配慮についてどのような取組が考えられるか。【新規】

- 4月6日付け総合教育政策局長通知「専門学校等における遠隔授業の実施に当たっての生徒の通信環境への配慮等について」のとおり、遠隔授業の実施に当たっては、必要に応じて事前のアンケート調査により生徒の情報通信機器の保有状況等を把握し、適切な遠隔授業の実施方法を検討するなど、生徒の通信環境に十分配慮することが重要です。
- その上で、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ、授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから、生徒の通信環境や学校内・地域の通信量等を踏まえつつ、これらの授業方法の組合せ又は対面授業との組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各専修学校の状況に応じた取組の工夫をお願いします。
- なお、同時双方向型の遠隔授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、対面授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。
- また、十分な通信環境を持たない生徒に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、専修学校の教室やPCルームを開放する、PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます。
専修学校のPCルーム等を開放する場合には、4月17日付け総合教育政策局長通知「専門学校等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について」等を参照の上、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意ください。

【新型コロナウイルス感染症対策のための遠隔授業の実施に関すること】

問 1 1 臨時休業中に遠隔授業を実施することは可能か。【新規】

- 臨時休業の対象となる業務の範囲は、各専修学校において判断されるものですが、多くの生徒や教職員の感染リスクにあらかじめ備えるという臨時休業の趣旨を踏まえ、専修学校の施設等を利用した形で行われる対面授業を休業とし、通学を要せずに自宅等で受ける遠隔授業等について実施することは可能であると考えております。なお、対面授業のうち、校外実習等が必要な養成施設等においては、その休業については、当該養成課程を所管する関係部局等と相談の上対応してください。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、専修学校の設置者に対して、専修学校の施設の使用制限等の要請があった場合の遠隔授業の実施については、問12を参照してください。

問 1 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、各専修学校の設置者に対して、専修学校の施設の使用制限等の要請があった場合、臨時休業を行った上で、遠隔授業を実施することは、当該要請に基づく措置を講じたものといえるか。【新規】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、専修学校の設置者に対して、専修学校の施設の使用制限等の要請があった場合に、具体的にどのような措置を講ずれば、当該要請に基づく措置を講じたものといえるか否かについては、当該要請の具体的内容によるため、一概にお答えすることは困難です。
- なお、同項に規定されているように、当該要請は多数の者が利用する施設の使用制限等を内容としていることから、専修学校の施設等を利用した形で行われる対面授業に係る専修学校の活動は全て行わないものとしたうえで、専修学校への通学を要せずに自宅等で受ける遠隔授業を行うことはあり得ると考えていますが、具体的には都道府県等の衛生管理部局と相談していただくようお願いいたします。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条（略）

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和三十二年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をい

う。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3・4 (略)

問13 新型コロナウイルス感染症対策として、本来対面授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合については、課程の修了に必要な総授業時数の4分の3に算入する必要があるか。【更新】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部または一部を対面授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、対面授業に相当する教育効果を有すると専修学校において認められるものについては、専修学校設置基準第19条で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えありません。

具体的には、同規定が主に想定している、教室等において対面で授業を行うという授業の方法について、対面授業に限らず、自宅における、遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題等(以下「対面授業以外の授業」という。)を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。

○ 上記特例的な措置において対面授業以外の授業として認められる遠隔授業は、第13条第1項の規定による遠隔授業ではなく、同条第2項の規定は適用されないことから、同規定の課程の修了に必要な総授業時数の4分の3に算入する必要はありません。

○ なお、上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業の実施によって得られる教育効果が認められる必要があります。その観点から、以下の(1)から(3)までについて、留意頂くようお願いします。

(1) 授業担当教員の各授業ごとの授業計画(シラバス等)の下に実施されていること

(2) 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること

(3) 専修学校として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

※ 4月6日付け総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡別紙1「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」の問8のケースについて、回答においては、「結果的に全ての授業が遠隔授業となった場合には、主として対面授業により実施した場合には該当しないため、総授業時数のうち4分の3を超えないものとして授業時数に算入する必要があります」としておりますが、上記特例的な措置の下、対面授業以外の授業として認められる場合には、総授業時数の4分の3に算入する必要はございません。

※ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）

（授業の方法）

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

第十九条 （略）

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

2 （略）

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 （略）

問14 問13の回答においては、「本来対面授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合」とあるが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初から授業計画等を組み変えて遠隔授業により実施することとした場合については、総授業時数の4分の3に算入する必要があるのか【新規】

○ 今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、急きょ年度当初から全ての授業を遠隔授業により実施することとしていた場合であっても、問13の回答においてお示した特例的な措置の下、対面授業以外の授業として行う場合には、当該授業時数を総授業時数の4分の3に算入する必要はありません。ただし、その際には問13の回答を踏まえ、対面授業の実施によって得られる教育効果が認められる必要があることに留意してください。

問15 対面授業を実施している専修学校において、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域に生徒が住んでいる等、通学した場合の感染の可能性が高まっている場合、当該生徒に対して、問13の回答にある「対面授業以外の授業」を実施することは可能か。【新規】

- 質問のケースについては、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、生徒の個別具体的な状況等を踏まえた上で、問13の回答においてお示した特例的な措置の下、対面授業以外の授業を実施することは可能です。

問16 専修学校が臨時休業中に同時双方向型の遠隔授業を実施したが、自宅の通信環境が整っておらず、当該遠隔授業を受講できなかった生徒に対して、対面授業開始後に、事後的に専修学校のPCルームなどにおいて、当該遠隔授業の録画等により授業を受けさせる場合、問13の回答にある「対面授業以外の授業」として認められるか。【新規】

- 質問のケースについては、対面授業に相当する教育効果を有すると専修学校において認められる場合には、問13の回答においてお示した特例的な措置の下、対面授業以外の授業として認められるものと考えております。ただし、当該授業を実施する際には問13の回答の(1)から(3)までに留意してください。

問17 問13の回答において、「本来対面授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合」とあるが、予め生徒に示していた方法で成績評価することが困難となった場合、成績評価方法を変更することは許されるのか。例えば、評定を付すとしていた科目について、可否のみで評価することは可能か。【新規】

- 各専修学校の判断により、生徒に対してあらかじめ示していた成績評価方法を変更すること（評定を付す方法から可否のみによる評価方法への変更も含む。）は可能であり、各授業科目の到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択していただくとともに、変更にあたっては生徒に対する丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

問18 問13の回答において、「上記の対面授業以外の授業の成績評価を行う際には、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、対面授業の実施によって得られる教育効果が認められる必要があります」とあるが、対面授業とは異なる成績評価の方法を採用して問題ないか。【新規】

- 質問にある問13の回答中の記載は、成績評価に当たって、対面授業以外の授業の教育効果としての資質及び能力が、本来予定していた対面授業による授業科目の到達目標を達成しているか否かを確認する必要があるという趣旨で述べたものであり、当該到達目標に応じた適切な成績評価手法であれば、各専修学校の判断において、対面授業とは異なる成績評価の手法を採用することは差し支えありません。